

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課 衛生係	
不利益処分名	墓地等の経営許可の取消し等	
根 拠 法 令	墓地, 埋葬等に関する法律	
根 拠 条 項	第19条	
連 絡 先	(電話 621-5206)	
処 分 基 準	基 準	<p>○ 墓地, 埋葬等に関する法律 第19条 都道府県知事は, 公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは, 墓地, 納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善, 又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ, 又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。</p> <p>○ 徳島市墓地等の経営の許可等に関する条例 (経営の許可の取消し等) 第16条 市長は, 法に定めるもののほか, 次の各号のいずれかに該当するときは, 墓地等の施設の整備改善若しくはその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ, 又は法第10条第1項若しくは第2項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 墓地等の経営者が偽りその他不正の手段により法第10条第1項又は第2項の許可を受けた事実が明らかになったとき。</p> <p>(2) 墓地等を経営する宗教法人又は社会福祉法人が第4条第2号又は第3号に該当しなくなったとき。</p> <p>(3) 墓地等の設置場所及び構造設備が第5条から第10条までに規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>(4) 墓地等の経営者が第11条の規定による届出をせず, 又は虚偽の届出をしたとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成27年 9月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)